



# こころの鈴 通信

No.38  
中高生版  
令和7年5月

**み** なさんは「子どもの権利」を知っていますか？

どの子も生まれた時から、ひとりひとり大切にされる権利を持っています。

子どもたちがしあわせに生きるために「子どもの権利」があります。



“つらいな”“悲しいな”と思う時には、「権利」が守られていないかもしれません。



そんな時は、ひとりで悩まずに、「こころの鈴」に相談してね。



どんなこと相談していいの？

「いやだなあ」「かなしいな」「くやしいな」「つらいな」…と感じたとき。

学校の事・家族の事・友達の事・部活や塾の事 等なんでもOK!

「うれしかった」事もきかせてね!



学校名や名前を言わないといけないの？

言いたくなかったら、言わなくてもだいじょうぶ!



相談したら、どうなるの？

あなたの気持ちをじっくり聞いて、「困った」ことが「もう、大丈夫!」になるように、一緒に考えます。 必要ならば関係する人たちに、あなたの考えや気持ちを代わりに伝えたり、改善を求めたり、意見を示したりすることもできます。 あなたの最善を考えます。



相談すると学校へ連絡が行くの？

秘密は守ります。学校や関係するところに調査する時にも、あなたに確認してから動きます。親に話してほしくないと言えば、親にも内容は話しません。

こ ども の た め の 相 談 室 こ こ ろ の 鈴 ま す  
 あなたの こ え を き か せ て ね

でんわ(おひょう) 0120-200-195 月~木・土曜日 pm1:00~6:00  
 メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp 金曜日 pm1:00~8:00

はなしにきてね お城の近くです

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」



\*相談先は、みんなに配られる ピンクのカード に書かれているよ!

## 【保護者の皆様へ】

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびと生きていくことを応援しています。

子どもさんに関する相談は、大人の皆さんからも受け付けています。親や大人にとっての「よかれ」ではなく、子どもにとって何が一番大切かを一緒に考え、子どもたちが自ら決め行動できることをご一緒に支援できたらと思います。

気になること、心配なことがありましたら、ご相談ください。

## 松本市子どもの権利擁護委員の紹介



きたがわかずひこ

北川和彦 先生



ひらばやしゆうこ

平林優子 先生



いしぞねまさお

石曾根正勇 先生

楽しかったこと、嫌だったこと、悲しかったことがあったら「こころの鈴」に、電話をしてください。

私たちは、皆さんの困っている相談を受けたり、子どもの権利が守られていないときに助けたりします。

どうしたらよいか一緒に考えましょう。きっと心が軽くなりますよ。

## 「こどもの権利」って？ No1

### 子どもの権利条約の基本原則

①差別の禁止 : 権利はすべての子どもたちのもの。国や身分、男女や年齢、容姿、学歴など、あれもこれも一切の差別はゆるされない。

②子どもの最善の利益 : おとなが勝手に「子どものため」って？おとなの都合？

子どもの今と未来にとって一番いいことを考える。

③生命および生存・発達の権利 : 元気で幸せな生活がもらえる。おいしいものを食べて、安心して寝ることができ、成長・発達を保障される。

④意見をきかれる権利 : 子どものことは、子どもに聞こう。子どもたちの気持ち・声・願い・子どもの目線を反映する。

参考文献:『子どももいっしょにたのしくよめる！

国連子どもの権利条約条約と子どもの文化権(第31条)

ワニブタ絵本ガイドブック』(発行Art.31)

## 松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』

～秘密は守ります～

- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴まで来てください。
- メールで相談 [kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp](mailto:kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp)
- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
- 場 所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

\*お車は市役所の駐車場に止めてください

